



2026 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社カウリス
代 表 者 名 代表取締役社長 島津 敦好
(コード番号：153A 東証グロース)
問 合 せ 先 管理担当執行役員 上田 七生美
TEL 03 (4577) 6567

従業員に対する譲渡制限付株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年8月26日開催の取締役会において、従業員に対する譲渡制限付株式付与としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 9 月 11 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 43,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,395 円
(4) 処分価額の総額	59,985,000 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社従業員 19 名 43,000 株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において当社の一定の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、株主の皆様との一層の価値共有の機会を提供すること及び当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを高めることを目的として、従業員に対する譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

今般、本制度の目的、当社の業績を勘案し、対象従業員 19 名に対し本自己株式処分に係る現物出資財産として払い込むことを条件に金銭債権合計 59,985,000 円を支給することを決議するとともに、対象従業員に対し、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 43,000 株を処分することを決議いたしました。本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026 年 6 月 30 日時点）に占める割合は 0.7%と、その希薄化の規模は軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けての株主価値の共有及びイ

ンセンティブの付与を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は払込期日から2年間としております。

3. 従業員に対する譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2026年9月11日（払込期日）から2年間（2028年9月11日まで）とし、対象従業員は、上記期間中は、本割当契約に基づく割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して当社の従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、死亡、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）その他当社が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の日の翌日をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員の地位を喪失した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,395円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない

状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上